

【用語】猿ヶ京―利根郡新治村 不取~~ル~~―不取締り 止宿―宿泊すること 山路貫道―山の中の抜け道 御手判―関所の通行手形 下番役―関所番を補佐する下役 篠山十兵衛―幕府代官 手附―代官所の属吏で、下級幕臣の子弟のなかから代官の推薦で任命され、民政事務にあたった

【解説】 中山道高崎宿から北上し、三国峠を経て越後へ通じる三国街道には、吾妻川南岸の南牧村（渋川市）と三国峠下の猿ヶ京村に関所が置かれていた。猿ヶ京関所の創設年次については諸説があり、現在は寛永八年（一六三二）が有力である。はじめ沼田藩真田氏の管理下にあつたが、天和元年（一六八一）真田氏の改易後は幕府代官支配となり、関所番は真田氏の旧家臣四人が務めた。この猿ヶ京村地内の字湯島に温泉が湧き出し、地元村民から開湯願いが出されたのは安永年間のことであつた。その後、寛政三年（一七九二）三月再び村役人から幕府代官へ出願があり、十月にはその下役による実地検分が行われた。

この文書は湯島温泉の開湯と猿ヶ京関所の取締りに関する取り調べに対し、関所番から検分役人へあてた返答書の控である。他国・他所から女性が入湯する場合、猿ヶ京村に宿泊させ、村役人と宿主から名前を届け出させるので支障ないということを開湯を承諾していることがわかる。これは湯島の地が関所北の要害地内（特別警備区域）にあつて、しかも取締りの対象が女性であつたことを示している。